
監査だより Vol. 31

岩手県監査委員事務局 平成 28 年 3 月発行

☆ **平成28年度の監査計画が決定しました。** ☆

監査委員は、毎年度、「監査、検査及び審査の執行方針並びに実施計画」を策定し、新年度の監査等に臨んでいます。

過日、決定した平成 28 年度の「執行方針」の主な内容は、次のとおりです。

なお、実施計画については、別途、監査委員事務局ホームページでお知らせすることとしております。

【執行方針について】

【基本方針】

県の事務事業の執行について、内部統制や改善のプロセスを確認するとともに、予算執行の状況にも留意しながら、正確性、合規性の観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも、監査等を実施。

定期監査は、対象となる全機関に対し、財務監査と行政監査を総合的・一体的に実施。

また、財政的援助団体等監査、指定金融機関等監査、現金出納検査、決算審査及び財政健全化判断比率等審査を厳正に実施。

なお、社会的関心が高い課題や早期に改善すべきと認められる事項について、行政監査を実施。

【定期監査の重点項目】

- (1) 収入事務
(特に、調定事務)
- (2) 補助金事務
(特に、対象経費・完了確認)

【重点項目の選定理由】

(1) 収入事務

近年の監査において、調定の遅れ、調定金額の誤りなどの調定事務に係る指摘等が散見されることから、重点的に点検を行う。

(2) 補助金事務

東日本大震災津波からの復興事業には依然として補助事業も多く、適正な執行が求められているほか、補助金等に係る懸案事案の発生により、県行政における補助金等事務に対して、県民の厳しい目が向けられていることを踏まえ、重点的に確認を行う。

☆ 平成27年度の監査結果と特徴 ☆

平成 27 年度に実施した監査の指摘件数は次のとおりです。

平成 27 年度の指摘件数は 75 件となり、前年度に比べ 31 件減少しました。

（平成 28 年 3 月 4 日現在）

監査の項目別	平成 27 年度	平成 26 年度	対前年度比	摘 要 (H27 の主な内容)
予算経理一般	-	-	-	
収入事務	16	15	1	調定の不適當→13
支出事務	37	22	15	手当関係→12 支払の遅れ→9
契約事務	5	14	△9	積算誤り→2
工事の執行	-	3	△3	
補助金事務	1	1	-	完了確認の遅れ
財産管理	10	40	△30	物品管理の不適當→7
行政事務の執行	6	11	△5	執行管理体制の不適當→4
合 計	75	106	△31	

※平成 27 年4月から平成 28 年2月までに実施したものであり、決算審査意見書の指摘件数とは異なるものです。

※平成 27 年度監査実施機関数 324 機関 平成 26 年度監査実施機関数 323 機関

また、平成 27 年度における財政的援助団体等監査の指摘件数は次のとおりです。

監査の項目別	平成 27 年度	平成 26 年度	対前年度比	摘 要 (H27 の主な内容)
財政的援助団体等	5	6	△1	・その他予算経理の不適當 ・現金、有価証券の保管又は取扱いの不適當 ・支出命令の不適當 ・物品の取得、管理又は処分の不適當

※平成 27 年度監査実施団体数 23 団体(監査対象団体数 59 団体)

【 特 徴 】

- ・指摘件数は、財産管理が 30 件減、契約事務が 9 件減、行政事務が 5 件減など、前年度に対して大幅に減少しています。
- ・項目別の主な内容としては、収入事務では調定の遅れや誤り、支出事務では支払の遅れや手当等の誤支給、財産管理では物品管理の不適當なものなどが見受けられました。
- ・同一内容で 2 年連続の指摘等、同一機関で指摘等が 3 件以上など、再発防止策が十分に機能していないものが見受けられました。
- ・誤りや遅れ等の原因として、制度の理解不足のほか、組織のチェック体制の不備などが多く見受けられ、制度の再確認、複数人による点検など、実効性のある再発防止策が求められています。

☆ 平成27年度行政監査(特定テーマ)の結果 ☆

平成27年度の行政監査(特定テーマ)の結果は次のとおりとなりましたので、業務の参考にしてください。

第1 行政監査の概要

1 監査のテーマ

「県が所管する学校における徴収金について」

2 監査の目的

県が所管する学校(高等学校、特別支援学校、高等看護学院、産業技術短期大学校、高等技術専門校及び農業大学校)においては、教育環境の充実改善やPTA活動等の経費として活用するために、保護者等から、様々な名目の徴収金を徴収しており、監査委員事務局の調べによれば、平成26年度における徴収金全体の予算規模は、前年度繰越額等を含め約54億円にのぼっている。

これらの徴収金は公費ではないが、教育活動等に必要な経費として保護者等から徴収するものであり、学校運営と切り離せないものとなっていることから、公費と同様に厳正な取扱いが求められる。

そのため、県教委は、平成25年3月、「県立高校における私費会計ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定し、高等学校や特別支援学校に対して徴収金の適正な事務執行について通知したところであるが、その後も本県を含め全国的に不祥事が後を絶たない状況にあり、仮に徴収金の事務執行が適切さを欠く場合は、保護者等をはじめとする県民の理解を得られないことから、監査委員は、徴収金の適正な事務執行の確保を目的として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき行政監査を実施した。

3 用語の定義

- (1) 徴収金 公費とは別に、学校が扱う私費会計としての学校徴収金及び団体徴収金をいう。
- (2) 学校徴収金 個人用の教材や修学旅行、卒業アルバム代金等、児童・生徒に直接還元される性質の会計をいい、学年会費、学年積立金、生徒会費、教材費等が含まれる。
- (3) 団体徴収金 PTA等の学校関係団体の会計をいい、PTA会費、同窓会費、教育振興会費等が含まれる。

4 監査の対象

(1) 対象とする事務

県が所管する学校における、平成26年度の徴収金の事務を対象とした。

(2) 対象とする学校

ア 実地監査の対象校

盛岡南高等学校、盛岡工業高等学校、宮古恵風支援学校、一関高等看護学院、産業技術短期大学校、農業大学校

イ アンケート調査の対象校

アの実地監査の対象校を除く、高等学校、特別支援学校、高等看護学院、産業技術短期大学校水沢校及び高等技術専門校の80校に対してアンケート調査を実施した。

5 監査の着眼点

(1) 徴収金の使途

本来公費で負担すべき経費について、私費である徴収金から支出されていないか。

(2) 徴収金の事務処理

徴収金の事務処理が適正に行われているか。

6 監査の実施方法等

- (1) 実地監査(予備監査, 本監査)
- (2) アンケート調査

第2 徴収金の状況

1 全体の状況(徴収金の予算規模)

県が所管する学校全体における平成 26 年度の徴収金の予算規模(前年度繰越額等を含む)は、以下のとおりである。

(単位：千円)

区 分	学校徴収金	団体徴収金	合 計
高等学校 (64 校)	2,791,687	2,272,835	5,064,522
特別支援学校 (13 校)	78,230	35,596	113,826
高等看護学院 (3 校)	14,943	—	14,943
産業技術短期大学校 (2 校)	18,402	15,193	33,595
高等技術専門校 (3 校)	10,964	11,111	22,075
農業大学校	114,997	3,631	118,628
合 計 (86 校)	3,029,223	2,338,366	5,367,589

※監査委員事務局調べ

2 実地監査対象校の状況

実地監査対象校における徴収金の状況は、以下のとおりである。

学校名	学科・定員	徴収金の会計数及び予算規模
盛岡南高等学校	2 学科 計 720 名	学校徴収金 10 会計、団体徴収金 8 会計 合計 159,471 千円
盛岡工業高等学校	7 学科 計 840 名	学校徴収金 13 会計、団体徴収金 3 会計 合計 172,071 千円
宮古恵風支援学校	小学部、中学部、高等部普通科 計 102 名	学校徴収金 22 会計、団体徴収金 5 会計 合計 9,968 千円
一関高等看護学院	看護学科 105 名	学校徴収金 6 会計 9,120 千円
産業技術短期大学校	5 学科、1 専攻科 計 210 名	学校徴収金 3 会計、団体徴収金 2 会計 合計 19,630 千円
農業大学校	2 学科、1 研究科 計 160 名	学校徴収金 7 会計、団体徴収金 4 会計 合計 118,628 千円
合 計	—	学校徴収金 61 会計、団体徴収金 22 会計 合計 488,888 千円

※監査委員事務局調べ

第3 監査の結果

1 徴収金の使途

(1) 実地監査対象校の状況

ア 県教委所管の学校

ガイドラインに照らし、本来公費で支出すべき経費が徴収金により支出されている事例として、次のようなものがあった。

(ア) 施設の維持補修費

(単位：円)

事 例	金 額
校舎雪止め取付工事	389,232
外トイレシャワー室内壁改修	140,832
管理室流し台の交換	12,600
校内道路整地工事	168,000
トイレ入りロガラス戸飛散防止フィルム	12,216

(イ) 備品購入費

(ウ) 人件費

(エ) 旅費

(オ) 需用費・役務費 ※事例については省略

イ 県教委所管以外の学校

ガイドラインを参考として判断すれば、本来公費で支出すべきと思われる経費が徴収金により支出されている事例として、次のようなものがあった。

(ア) 備品購入費

(単位：円)

事 例	金 額
図書室用パソコン	140,400
メールボックスロッカー（職員室前に設置、学生の提出文書保管用）	51,840

(2) アンケート調査結果

ア 県教委所管の学校

アンケート調査の結果は、(1)の实地監査対象校と同様の傾向にあり、本来公費で支出すべき経費が徴収金により支出されている事例が少なからず認められた。

なお、「校舎等の軽微な修繕」、「家庭訪問旅費」、「卒業証書筆耕料」、「モップ、洗剤、雑巾、消毒液等」の4項目については、それぞれ多数の学校(10校以上)が該当した。

イ 県教委所管以外の学校

本来公費で支出すべき経費が徴収金により支出されている事例は認められなかった。

2 徴収金の事務処理

(1) 实地監査対象校の状況

ほとんどの学校において会計規程が策定され、事務処理は、それらに基づいて行われていると認められたが、以下のような適切さを欠くと思料される事例があった。

ア 県教委所管の学校

(ア) 支出伺の事前起案の不徹底

(イ) 備品管理簿の未作成

(ウ) 監査時期の不適正

イ 県教委所管以外の学校

(ア) 会計規程の未整備

(イ) 関係団体との事務委任の不備等

(2) アンケート調査結果

ア 県教委所管の学校

事務処理の実施状況に関するアンケート項目については、ほぼ全ての学校において適正に対応していると認められたが、学校徴収金に係る監査結果や収支決算の保護者への報告を行っていない学校(1校)があった。

イ 県教委所管以外の学校

アンケート項目については、おおむね適正に対応していると認められたが、会計規程を整備していない学校(2校)、関係団体からの事務委任を受けていない学校(1校)、監査結果の保護者への報告を行っていない学校(2校)があった。

(3) 効率的な取組の事例

監査を行った結果、一部の学校においては、以下のような取組を実施し、事務の正確性及び効率性の向上を図っている事例が認められた。

ア 関係団体による監査を年2回(中間、決算)に分けて実施している。

イ 帳簿の見直しや、書類のチェックを長期の休業中に集中的に行っている。

ウ 銀行と協力して徴収金の支払に係るシステムを導入し、学校に設置された端末の操作により振込手続を行っている。

第4 監査意見

1 県教委所管の学校

(1) 徴収金の使途の適正化

ア 現行ガイドラインの検証

本来は公費で負担すべきものが徴収金により支出されている事例が少なからず認められたことから、ガイドラインが、学校にとって十分な判断基準となっているか疑問である。

こうした事例の発生は、ガイドラインには、公費と徴収金の負担区分についての例示が少なく、かつ、その例示も具体性に欠けることによると認められることから、県教委においては、ガイドラインが徴収金の使途に関する基準として必要かつ十分な内容を有しているか、検証する必要があると考える。

イ 運用実態の確認

急ぐあまり、公費の予算がないなどの正当とはいえない理由により、校舎等の軽微な修繕や消耗品購入等に徴収金を用いている事例があった。

また、ガイドラインの趣旨を十分に確認することなく、単に前例を踏襲して、誤った支出を続けている例もあった。

これらのことは、ガイドラインの恣意的な運用が排除されていないことに起因すると認められることから、県教委にあつては、ガイドラインが教職員に理解され、判断基準として十分に機能しているかなど、学校現場におけるガイドラインの運用実態を確認する必要があると考える。

(2) 徴収金の事務処理の適正化

ア 会計規程の遵守

監査の結果に記載のとおり、支出伺の事前起案の不徹底による立替払の日常的な発生や、管理簿の未整備による購入備品の管理不在、年度内の決算監査実施による監査時期の不適正という会計規程に反した不適正事例が認められた。

各学校にあつては、現状を確認し、会計規程に反した取扱いがされている場合は是正措置を講じられたい。また、県教委にあつては、学校現場の運用実態を改めて確認するなど、会計規程の遵守を徹底する必要があると考える。

イ 説明責任の履行

ガイドラインにある「PTA等学校関係団体が支援を必要と認め、学校との協議が整った経費」については、徴収金を充てることができることとされているが、その協議の内容や結果を書類として残していないことが多く、更には、どのように保護者に対し説明を行なっているか不明である場合も多い。

また、ガイドラインに基づく会計規程においても、「徴収金の各会計の決算については、校長名の文書で保護者に報告するものとする」とされているが、監査の結果に記載のとおり、保護者に対し決算やその監査結果の報告を行っていないという不適正事例があった。

各学校にあつては、現状を確認し、説明責任の履行が不十分な場合は是正措置を講じられたい。また、県教委にあつては、学校現場の運用実態を改めて確認するなど、説明責任の履行を徹底する必要があると考える。

(3) 事務の合理化促進

監査の結果に記載のとおり、学校の中には、事務の正確性及び効率性の向上を図るために特色ある取組を実施し、成果をあげているところがある。

県教委にあつては、それらの事例をもとに事務の合理化を促進し、徴収金事務処理に係る手数やリスクの減少、ひいては多忙化がいわれている担当教職員の事務負担の軽減に努められたい。

2 県教委所管以外の学校

(1) 徴収金の使途の適正化

ア ガイドライン等の整備

各学校においては、使途等に係るガイドライン等を策定しておらず、本庁主管部からも、ガイドラインに相当する基準は示されていない。

そのような状況の中で、監査の結果に記載のとおり、本来公費で支出すべき経費が徴収金により支出されている事例が認められた。

その要因としては、判断のよりどころとなるガイドライン等が存在していないことによるものと認められることから、ガイドライン等の整備に向けて検討する必要があると考える。

(2) 徴収金の事務処理の適正化

ア 会計規程の整備

ガイドラインに相当する基準がなく、各学校の判断で会計規程を策定し事務を行っている学校がある一方で、監査の結果に記載のとおり、会計規程を整備することなく公費に準じた、あるいは前例を踏襲した事務を行っている学校もあった。

このような状況は、取扱いの根拠がない中での事務処理になっており、厳正に取り扱わなければならない徴収金としては不適切であると認められる。

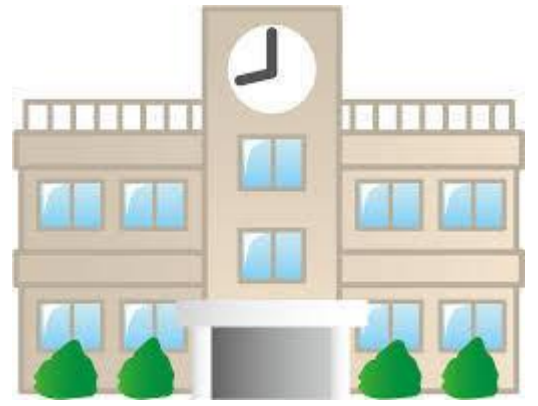
したがって、現状を確認し、未整備の場合は、会計規程の整備に向けて検討する必要があると考える。

イ 事務執行態勢の確保

学校が、関係団体の運営を支援せざるを得ない状況にあり、教職員がその勤務時間内に団体の事務に従事することになるが、この場合は、団体からの事務委任や、地方公務員法に基づく職務専念義務免除の手続が必要となる。

しかしながら、監査の結果に記載のとおり、複数の学校において、これらの手続を行っていない不適事例が認められ、当該業務に従事する根拠及び服務上の根拠の双方の面で問題がある。

したがって、現状を確認し、団体からの事務委任や職務専念義務免除の手続を行っていない場合は、すみやかに是正する必要があると考える。



☆ 最新情報 ☆

☆ 監査業務に関するアンケート調査結果について ☆

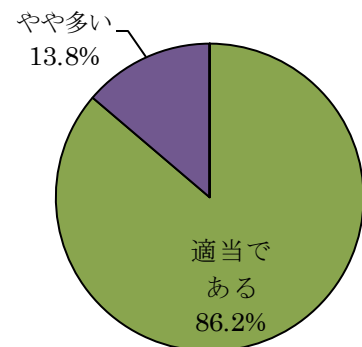
例年どおり、監査業務について、平成 27 年度に監査を実施した全 324 公所の担当者にアンケート調査をお願いしました。その結果 138 公所から回答をいただきましたので、概要についてお知らせします。

【監査調書の作成について】

1 監査調書の項目数について

「適当である」という回答が 119 件(86.2%)ありましたが、「やや多い」という回答も 19 件(13.8%)ありました。「少ない」「やや少ない」「多い」という回答はありませんでした。

監査調書の項目数

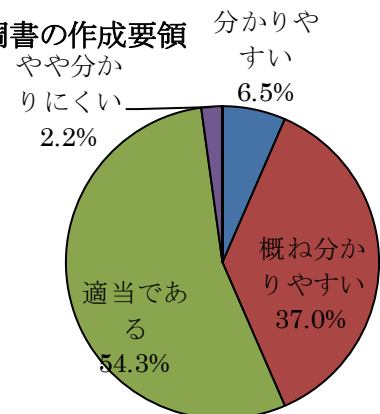


2 監査調書の作成要領について

「分かりやすい」、「概ね分かりやすい」及び「適当である」という回答が併せて 135 件(97.8%)ありましたが、「やや分かりにくい」という回答も3件(2.2%)ありました。

平成 28 年度は、監査調書の様式を一部見直すこととしました。

監査調書の作成要領

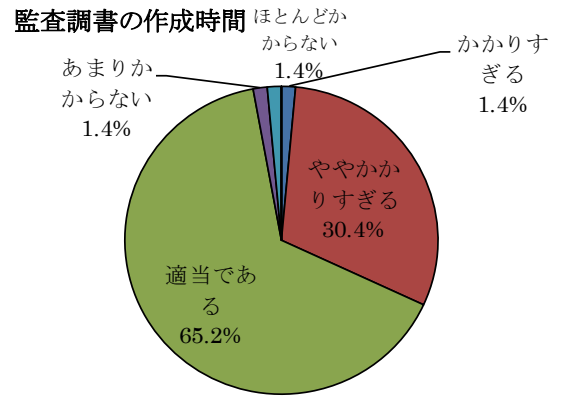


3 監査調書の作成時間について

「適当である」という回答が 90 件(65.2%)ありましたが、「かかりすぎる」及び「ややかかりすぎる」という回答も併せて 44 件(31.8%)ありました。

昨年度の調査より、「適当である」という回答が増えました。

監査調書の作成にはご苦勞をおかけしておりますが、今後ともよろしく願います。

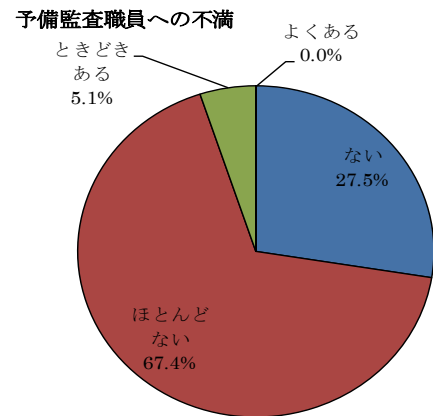


【予備監査時の職員の対応について】

4 予備監査時の職員の対応に不満を感じたことはあるか

「ない」及び「ほとんどない」という回答が合わせて 131 件(94.9%)でしたが、不満を感じるものが「ときどきある」という回答も 7 件(5.1%)ありました。

不満を感じたことの内容としては、態度や、説明のしかたに関するものの回答があったことから、今後もさらなる改善に努めてまいります。

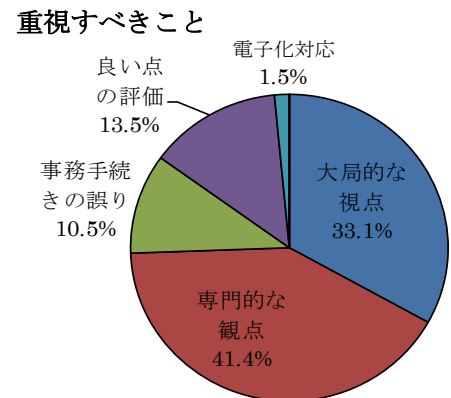


【監査において重視すべきこと】

5 今後監査業務において、どのような点を重視していくべきか

「専門的な観点から指導助言して欲しい」という意見が 55 件(40.7%)、次に「細かいことにとらわれず、大局的な視点から監査して欲しい」という意見が 44 件(32.6%)あり、昨年と同様、これらが大きな割合を占めています。

これに「良い点については、積極的に評価して欲しい」という意見が 18 件(13.3%)が続いています。

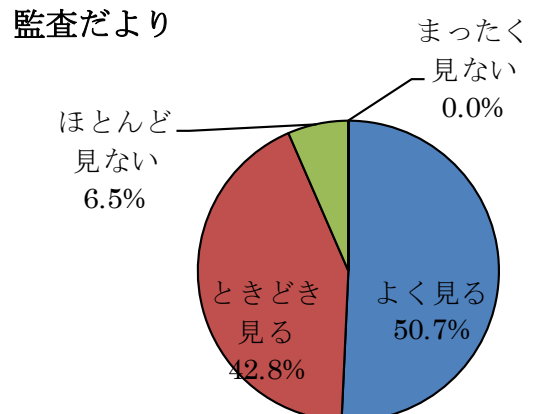


6 監査だよりを見たことはあるか

「よく見る」、「ときどき見る」という回答が併せて 129 件(93.5%)あった一方で「ほとんど見ない」という回答は 9 件(6.5%)ありました。

昨年度の調査より、「ほとんど見ない」という回答が増加しています。

今後とも「監査だより」のPRに努めるとともに、みなさんに役立つ内容を吟味し、情報提供して参ります。



【その他の意見・要望等】

7 次のようなご意見やご要望等をいただいております。(※抜粋)

ご意見等	改善方針等
<p>■予備監査について</p> <ul style="list-style-type: none"> 突然書類提出を求められても対応できない場合がある（職員数が少ないので） 予備監査担当職員の都合により進行するケースがある。 上から目線の職員がいる。 決裁権限と一致しない内容で指導等を受けるケースがある。 予備監査の時期について、6月以降だと大変助かりません。 21日の予備監査のため調書を作成する場合、1週間前の提出期限までに収入額・支出額集計表の出力が間に合わず(中略)、もう1日日程を遅くしていただければ調書作成に要する手間を省けるのですが。 <p>■監査対象について</p> <ul style="list-style-type: none"> (県立学校の)私費会計に係る監査は、地方自治法上の根拠から行われているものか、あるいは、公金に準ずるものとして扱っているのか、根拠が不明である。 <p>■ご意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度的なもの、出先ではどうにもならないこと等の指導は主管課にも指導をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> 予備監査実施に当たっては、現場の状況に十分配慮します。 同上 これまでも丁寧な対応を心がけ、職員研修でも注意喚起しているところですが、職員研修等で徹底します。 現場における実態把握に努めます。 全監査対象機関を監査するため、日程は年度始めから実施せざるを得ないものであり、ご理解をお願いします。 作成時点で確認できる資料を用いることについて、調書提出の際に申出されることで差支えないものと思われれます。 学校徴収金は一定の目的のもとで学校が徴収しており、また、団体徴収金についてもPTA等の委任を受け学校が徴収し、教職員が勤務時間内に事務に従事していることから、両者とも学校の所掌事務と認められるため、地方自治法第199条第2項(普通地方公共団体の事務の執行についての監査＝行政監査)に基づき監査の対象としているものです。 制度については、業務を所管している室課に確認をお願いしています。



アンケート調査へのご協力に対する御礼

アンケート調査にご回答いただいた公所担当者の皆様には、業務多忙の中ご協力いただき、ありがとうございました(なお、アンケートの一部に設計ミスがあり申し訳ありませんでした。ご指摘いただいた公所の担当者様ありがとうございます)。

すぐに対応できないものもありますが、いただきましたご意見等につきましては事務局内で検討し、今後の監査業務の改善に反映させていきたいと思っております。

今後ともよろしくお願いたします。